



新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う

水道料金の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している状況を踏まえ、厳しい経営状況におかれている中小企業者等を支援するため、水道料金の基本料金を免除します。

対象者

新型コロナウイルス感染症対策として市が行っている緊急支援事業のうち、次のいずれかの助成金または給付金を受ける方

- ①事業継続支援緊急助成金
- ②住居確保給付金

※すでに上記助成金等を受けた方も対象となります。

減免内容

7月検針分以降4か月分の水道料金の基本料金を免除します。

《参考》水道の主な口径別基本料金（税込）

メーター口径	1か月あたり基本料金	4か月分減免総額
13mm	1,232円	4,928円
20mm	2,288円	9,152円
25mm	2,398円	9,592円

申請期限

従来は令和2年6月30日（火）までとしていた申請期限を、下記のとおり延長します。

- ①事業継続支援緊急助成金を受けた方 令和2年 7月31日（金）まで
- ②住居確保給付金を受けた方 令和2年11月30日（月）まで

※いずれも当日消印有効

必要書類等

水道料金減免申請書兼誓約書

※申請対象施設を確認するため、最近の検針時にお配りしている「検針のお知らせ票」の写しを申請書に添付してください。

※事業継続支援緊急助成金又は住居確保給付金の申請内容を照会することについて、同意をいただくことが必要です。

※「住居確保給付金」を受けた方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを同封してください。

申請方法

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、申請書類は郵送で提出してください。

送付先：〒943-8601

上越市木田1丁目1番3号 上越市ガス水道局総務課 行

※水道料金減免申請書兼誓約書の様式は、ガス水道局本局、営業所、料金センター窓口に設置しているほか、ガス水道局のホームページからダウンロードが可能です。

※詳しくは、上越市ガス水道局ホームページアドレス

<https://gwhp.city.joetsu.niigata.jp/> 「新着情報」をご覧ください。



このチラシに関する問い合わせ

上越市ガス水道局 総務課 料金出納係

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電話 025-522-5518

